

第 33 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第33回 小野市農業委員会 議事録

- 1 開催日時 令和6年1月19日(金)午後1時15分～午後2時25分
- 2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1、2-2
- 3 出席委員 (農業委員8名)(農地利用最適化推進委員15名)

1 : 住本 浩也	2 : 中尾 正美
3 : 稲岡 卓美	4 : 本岡 俊郎
5 : 小林 衛	6 : 藤本 修造
7 : 政井 武雄	8 : 岸本 富生
9 : 田中 眞司	10 : 稲田 保
11 : 近田 武司	12 : 前田 薫
13 : 藤川 良昭	14 : 永井 達郎
15 : 土井 賢一	16 : 増田 種正
17 : 長谷川義博	18 : 青木 輝剛
19 : 藤原 廣典	20 : 中井 義則
21 : 森本 謙介	22 : 前田 明弘
23 : 横山 和行	
- 4 欠席委員 (農業委員0名)(農地利用最適化推進委員0名)
- 5 議事に関係した事務局職員

事務局長	多鹿 博昭
事務局	高橋 言
- 6 会議に付した事件
議事
議案第170号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
議案第171号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
議案第172号 転用制限外農地の届出に対する受理について
議案第173号 非農地証明願に対する認可について
議案第174号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
議案第175号 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)
議案第176号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権)

報告事項
報告1 各種証明書の交付

- 報告 2 農地法施行令第 10 条第 1 項の規定による届出の受理
報告 3 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による小作の解約通知の受理
報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

【 開 会 】

- 議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。
最近、寒い日と暖かい日が交互にやってきているが、三寒四温とはよく言ったもので、もうそのような時期になったのかと思う日々が続いている。
本日第 33 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。
また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございます。のちほど、現地調査報告をよろしくお願ひいたします。
さて、本日の委員会では、農地法第 3 条の許可、第 5 条の許可申請に対する進達、転用制限外農地の届出に対する受理、非農地証明願に対する認可、農用地利用集積計画の決定などの、審議を予定しております。
そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。
委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長 それでは、ただ今から第 33 回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

- 議長 まず、最初にご報告申し上げます。
本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。
- 議長 次に、議事録署名委員 2 名を指名させていただきます。
このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号 4 番 本岡委員、5 番 小林委員をお願いいたします。

(農地法第 3 条関係)

- 議長 それでは、これより議事に入ります。議案第 170 号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第170号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和6年1月19日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、2ページから4ページの12件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第170号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、1ページ、2ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 加東市河高○○○○ ○○○○、譲渡人 明石市魚住町西岡○○○○ ○○○○、申請地：所在地 中島町○○○○ ○○○○
地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲受人と譲渡人はいどこ同士の関係にあります。現在も当該農地については、譲受人が耕作しておられます。なおかつ、農機具関係は譲受人の実家である中島町の○○○○さんのところに揃っており、問題は無いものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2番についてであります、次の3番との関連事項でありますので、地元委員から2番、3番をあわせて説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番、3番について説明いたします。

参考資料の、3ページから6ページをあわせてご覧ください。

申請人ですが、譲受人は、2番、3番ともに、本町○○○○ ○○○○、譲渡人は、2番が、三木市大塚○○○○ ○○○○、3番が、長尾町○○○○ ○○○○です。

申請地は、

2番が、所在地 長尾町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○m² 自作地、長尾町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○m² 自作地、長尾町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○m² 自作地、以上合計3筆 合計面積○○○○m²、

3番が、所在地 長尾町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○m² 自作地、長尾町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○m² 自作地、以上合計2筆 合計面積○○○○m²、

摘要として、2番、3番ともに、売買による所有権移転であります。

譲受人には、9月12日に開催された農地相談にお越しになりました。当時は○○○○さんと名乗られていましたが、その後、9月に、祖父の○○○○さんと養子縁組をなされ、現在のお名前が変わられています。一方、2番の譲渡人ですが、ご住所は三木市にありますが、長尾町で一番多い、約3町7反の農地を耕作されている方です。3番の譲受人は長尾町内にお住まいのご高齢の方です。

2番、3番の農地とも、譲受人の祖父が経営される○○○○(牧場)に隣接しているということで、譲受人が買い取られて、1反当たり25万円の決済金を払い、水利権を放棄したいとのことでした。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 2番、3番について、説明は終わりました。2番、3番についてご質問、ご意見はございませんか。

○○番 ○番○○です。

担当委員さんからは、水利権を放棄されるとの説明でしたが、譲受人は、当該農地は3条で所有権移転の申請をされていますが、購入後は、稲作をされないのでしょうか。

○○番 ○番○○がご説明いたします。稲作をされません。譲受人は、当該農地を

牧草地として利用されます。

〇〇番 了解しました。

○議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ほかにご質問、ご意見が無いようでありますので、2番、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番、3番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、4番について説明いたします。
参考資料の、7ページ、8ページをあわせてご覧ください。
申請人：譲受人 市場町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 市場町〇〇〇〇
〇〇〇〇、申請地：所在地 市場町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇
〇〇〇m² 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。
当該農地は、譲受人宅のすぐ向かい側にあるものです。譲受人が10年
以上、畑として作られてきました。このたび、譲渡人からの譲渡の申し出
があり、話がまとまれたものです。譲受人が耕作されてきていたことも
あり、問題ないものと思います。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 4番について、説明は終わりました。4番についてご質問、ご意見はご
ございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番については許可するこ
とに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番については許可することに決定
いたします。

○議長 それでは5番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、5番について説明いたします。
参考資料の、9ページ、10ページをあわせてご覧ください。
申請人：譲受人 中谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 菅田町〇〇〇〇
〇〇〇〇、申請地：所在地 中谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇
〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。
譲受人は、昨年11月開催の農地相談に新規就農の相談に来られた方
です。先日も当該農地の調査に行きましたが、農業を頑張っておられました。
当該農地については、これまで、雑草がいつも生えた状態でしたが、現在
は、きれいに草刈りもされて次の耕作の準備をされていました。
よろしくご審議のほどお願いします。

〇議長 5番について、説明は終わりました。5番についてご質問、ご意見はご
ざいませぬか。
(発言なし)

〇議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番については許可するこ
とに決定してご異議ございませぬか。
(異議なしの声あり)

〇議長 ご異議が無いようでありますので、5番については許可することに決定
いたします。

〇議長 それでは6番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、6番について説明いたします。
参考資料の、11ページ、12ページをあわせてご覧ください。
申請人：譲受人 小田町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 小田町〇〇〇〇
〇〇〇〇、申請地：所在地 小田町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇
〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。
譲渡人は高齢で、所有農地を手放していきたいと希望しておられました。
一方、譲受人は、昨年11月に別の方から、今回の農地に隣接した農地を
購入取得されました。今回はその隣地もとのことで、購入されるものです。
ご自身が、当該農地等をトラクターで耕されており、特に問題は無いもの
と思います。
よろしくご審議のほどお願いします。

〇議長 6番について、説明は終わりました。6番についてご質問、ご意見はご
ざいませぬか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、6番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、6番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは7番についてであります。次の8番、9番との関連事項でありますので、地元委員から7番、8番、9番をあわせて説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、7番、8番、9番について説明いたします。
参考資料の、13ページ、14ページをあわせてご覧ください。
申請人ですが、譲受人は、7番、8番、9番ともに、来住町○○○○ ○○○○、譲渡人は、7番が、来住町○○○○ ○○○○、8番が、加古郡播磨町西野添○○○○ ○○○○、9番が、来住町○○○○ ○○○○です。

申請地は、

7番が、所在地 来住町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡
自作地、来住町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、
来住町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計
3筆 合計面積○○○○㎡、

8番が、所在地 来住町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡
自作地、来住町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、
以上合計2筆 合計面積○○○○㎡、

9番が、所在地 来住町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡
自作地、来住町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、
来住町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、来住町○○○○
○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、来住町○○○○
○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計5筆 合計面積○○○○㎡、

摘要として、7番、8番、9番ともに、売買による所有権移転であります。

当該農地、10筆は譲受人が経営する会社の工場に隣接した農地です。譲受人らは当該農地を以前は耕しておられましたが、近年、イノシシによる獣害がひどくなり、畑を維持するのが大変になったとのことで、譲受人との間で譲渡の話がまとまったものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 7番、8番、9番について、説明は終わりました。7番、8番、9番に

ついでご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、7番、8番、9番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、7番、8番、9番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは10番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、10番について説明いたします。
参考資料の、15ページ、16ページをあわせてご覧ください。
申請人：譲受人 三和町○○○○ ○○○○、譲渡人 3人の共有ですべて住所は三和町○○○○の○○○○(持分3分の1)、○○○○(持分3分の1)、○○○○(持分3分の1)、申請地：所在地 三和町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。
本家である譲渡人から分家である譲受人への譲渡です。当該農地につきましては、以前より譲受人が管理してこられました。今回、本家の方から、将来にわたり、管理できないので買ってほしい旨の話があったものです。譲受人にも、家の前であり、以前から管理していられたので、購入されることになられたものです。特に問題は無いものと思います。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 10番について、説明は終わりました。10番についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、10番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、10番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは11番についてであります。次の12番との関連事項でありますので、地元委員から11番、12番をあわせて説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、11番、12番について説明いたします。
参考資料の、17ページ、18ページをあわせてご覧ください。
申請人ですが、譲受人は、11番、12番ともに、加東市北野〇〇〇〇
〇〇〇〇、譲渡人は、11番が、神戸市西区井吹台西町〇〇〇〇 〇〇〇
〇、12番が、復井町〇〇〇〇 〇〇〇〇です。
申請地は、
11番が、所在地 復井町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇
㎡ 自作地、
12番が、所在地 復井町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇
㎡ 自作地、
摘要として、11番、12番ともに、売買による所有権移転であります。
11番の譲渡人と12番の譲渡人は親子関係にあります。11番の譲渡
人は神戸市にお住まいで、小野市に帰ってこられる予定はないとのこと
です。また、12番の譲渡人はご高齢になられており、老人施設に入所して
おられ、ご自宅は空き家状態になられておられます。今回空き家付きの農
地として譲渡されるものです。
一方、譲受人は、加東市から移り住まれて、当該農地2筆を耕作される
予定です。このたび、譲受人の名義が奥様となっておりますが、移り住
まれるのは、40代半ばのご夫婦です。なお、譲受人は、譲渡人からトラ
クターを譲ってもらい、草刈り機等は新規購入して、野菜作りを行いたい
と意欲的でした。特に問題は無いものと思います。
よろしくご審議のほどお願いします。

〇議長 11番、12番について、説明は終わりました。11番、12番につ
いてご質問、ご意見はございませんか。

〇〇番 〇番の〇〇です。譲受人は農地相談に来られましたか？

〇事務局 事務局で会長と相談し、農地相談をしていただくかとの話にもなりま
したが、空き家付き農地のご購入であって、ご提出いただいた営農計画書
を確認させていただき、水利費等の負担についてご理解されており、農機
具等も借りられるご予定であり、特段、面談に来ていただく必要が無いの
ではとの結論になりました。空き家付きの農地の耕作を頑張っていたらこ
うとのことで、面談は省略いたしました。

〇〇番 わかりました。

〇議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ほかにご質問、ご意見が無いようでありますので、11番、12番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、11番、12番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第170号 農地法第3条関係では、申請件数12件、うち許可件数12件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第171号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の5ページをお願いします。

議案第171号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和6年1月19日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、6ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第171号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、19ページ、20ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 三木市大村○○○○ ○○○○および○○○○、譲渡人 高田町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 高田町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、使用貸借権の設定、一般住宅、木造スレートぶき平屋建 90.26㎡、駐車場 普通車2台分 33.94㎡となる予定です。第3種農地です。

譲受人はご夫婦で、奥様が譲渡人の3女にあたります。長女、2女の方が、家から出られ、譲受人が、譲渡人の自宅の北側の農地を転用し、家を建てて、譲渡人のお世話をしたいとのことで申請されたものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が田、西側が道路、南側が宅地と貸人の田、北側が貸人の田となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第171号 農地法第5条関係では、申請件数1件、うち進達件数1件により審議は終了いたしました。

(転用制限外農地の届出に対する受理について)

○議長 次に議案第172号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の7ページをお願いします。

議案第172号

転用制限外農地の届出に対する受理について

別紙の転用制限外農地の届出について、受理の適否につき意見を求める。

令和6年1月19日提出
小野市農業委員会 会長 岸本 富生
詳細は、8ページの1件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案、第172号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、転用制限外農地の届出に対する受理についてでございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは、1番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番〇〇が、1番について説明いたします。

参考資料は、21ページ、22ページをご覧ください。

届出人 鹿野町〇〇〇〇 〇〇〇〇、届出地 所在地 鹿野町〇〇〇〇
〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡ 自作地 摘要として、農作業用通路〇〇〇〇㎡、第2種農地です。

届出人は、現在、〇〇〇〇㎡の農地を耕作されています。申請地北の農道はとても狭いうえに舗装されておらず、農業用の大型機械等の往来に支障をきたされています。父の所有される他の農地に行くことに不便さを感じられていたため、数年前から、該当農地の一部を通路として使用されておられました。農地法施行規則第29条第1項では、「自己が耕作する他の農地の利便性の向上のためであれば、200㎡未満の農地について、農業用施設に変更すること。」が認められています。このたび、農地法3条により、新たに農地を買い増すことを予定されていたところ、この農地の是正が必要であることが判明し、届け出られることになりました。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番〇〇が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が本人の田と本人の畑、西側が本人の畑と宅地、南側が畑と宅地、北側が道路と本人の田と宅地となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土

地改良区の意見書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真、ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については受理することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については受理することに決定いたします。

○議長 以上、議案、第172号 転用制限外農地の届出に対する受理についての審議は終了いたしました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に、議案第173号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の9ページをお願いします。

議案第173号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和6年1月19日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、10ページの1件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第173号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可についてでございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは、1番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の23ページ、24ページをご覧ください。

申請人 敷地町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地 所在地 敷地町〇〇〇〇
〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇〇〇m² 自作地です。

摘要としまして、昭和60年頃より畑の上に建物が建ち、宅地の一部となっておりました。

参考資料地図にある、当該農地北側にある木造住宅をこのたび建て替えられることになりました。そのため、調べていたところ、当該地の地目が畑であることが判明したため、今回の申請になられたものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が田、西側が宅地、南側が宅地と田、北側が田となっております。

従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真、すべて提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第173号 非農地証明願に対する認可について申請件数1件、うち認可件数1件により審議は終了いたしました。

(農用地利用集積計画の決定について(所有権移転))

○議長 次に議案第174号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。なお、小野市農業委員会会議規則第11条の規定により、〇番〇〇委

員は退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

○事務局（多鹿） 議案書 11 ページをお願いします。

議案第 174 号

農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。

令和 6 年 1 月 19 日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

12 ページをお願いします。

市長部局より、令和 6 年 1 月 5 日付で、意見を求められています。

13 ページの「農用地利用集積計画書」をご覧ください。

所有権の移転を受ける者は、

高田町〇〇〇〇 〇〇〇〇（以下、A）さん で、農地 3 筆、〇〇〇〇 m²を、売買により取得されます。

14 ページをご覧ください。所有権の移転をする者は、高田町〇〇〇〇 〇〇〇〇さんでございます。

Aさんは、現在、経営耕地面積〇〇〇〇m²の認定農業者です。

今回の計画内容につきましては、経営面積・従事日数など、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案、第 174 号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第 174 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）に関する審議は終了いたしました。

(〇〇委員着席)

○議長　　ここで、午後２時１０分まで休憩といたします。

○議長　　休憩を解きまして、議事を再開いたします。議案第１７５号、第１７６号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

○産業創造課　産業創造課農地整備係の田中でございます。よろしくお願いいたします。

(農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）)

○議長　　次に、議案、第１７５号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿）　議案書１５ページをお願いします。

議案第１７５号

農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）

農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。

令和６年１月１９日提出

小野市農業委員会　会長　岸本　富生

１６ページをお願いします。

市長部局より、令和６年１月５日付で、決定を求められています。

１７ページから２０ページが、「農用地利用集積計画書」となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長　　議案第１７５号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課　産業創造課　農業振興係の田中でございます。農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）説明させていただきます。

農地中間管理事業の概要は、担い手への農地の集積・集約を促すとともに、耕作放棄地の発生を抑制することを目的に平成26年度から運用しております。農業経営基盤強化促進法が改正され、今後、農地の貸借手続きは、この中間管理事業が中心になっていくことが見込まれているところです。

本市においても、この制度を活用して農地の集積をすすめていきたいと考えております。

つきましては、集積計画書について決定を頂きたいと思います。

それでは、計画書の内容について簡潔に説明させていただきます。

このたびは、使用貸借権の設定です。

河合中町の農地 17件 31筆 面積は、〇〇〇〇㎡を中間管理機構である「ひょうご農林機構」に貸し付けるものです。

これらの農地は、最終的には、認定農業者である〇〇〇〇氏を含む7件の農家に貸し付けられる予定です。

次に、参考地図、「河合中町農地集積図」をご覧ください。

対象農地は、黒色破線枠で青色、緑色及び茶色で着色された31筆が、今回貸し付けられる農地です。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長 ただいまの説明につきまして、何か質問、ご意見はございませんか。

〇〇番 〇番〇〇です。

今回、4町余りの農地を貸し付けられるとのことですが、受け入れ規模を縮小されている方もおられる中で、あまりに多くの農地を貸し付けられると、認定農業者の方が受け入れることができるのか心配になります。

○産業創造課 委員がおっしゃられる通り、認定農業者の方の中には、高齢になられたり、病気のため、規模縮小されている方もおられます。そのかわりに、新しく頑張っていこうという方を発掘されて、貸借もされているところです。河合中町で熱心にされている理由に、農地の大区画化や、水路のパイプライン化をしたいという思いがあるようです。そのためには、中間管理機構を使って農地の集積、集約化を進めていくことがその要件にもなっていますので、自治会長を中心に新たな掘り起こしも行い、貸借を進められているものです。今回、その一環として、4町余りの農地の貸借をされるものです。

〇〇番 わかりました。現在、河合中町では、「八ヶ池」から水が送られてきていますが、その水路がパイプライン化されるということですか。

○産業創造課 具体的に、「八ヶ池」からなのか、「糶屋ダム」からなのか、他にも水系があるとも聞いています。

〇〇番 わかりました。河合中町では、「糶屋ダム」から来た水が一旦、「八ヶ池」に入り、そこから、各水田に送られていますが、水当番の方のご苦勞が大変と聞いています。パイプライン化されれば楽にはなると思います。

○産業創造課 ゆくゆくは、そのようにしたい考えをお持ちのようです。畦畔を撤去するとなると、大規模になる反面、水を張るのに時間がかかることにもなりますし、高低差もあつたりするので、うまくいくのかと疑問に思われる方もおられますが、そのような思いをもって取り組まれております。

〇〇番 わかりました。

○議長 ほかに何か質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ほかにご質問、ご意見がないようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議がないようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第175号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）に関する審議は終了いたしました。

(農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）)

○議長 次に、議案、第176号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 議案書21ページをお願いします。

議案第176号

農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）
農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。

令和6年1月19日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

22ページをお願いします。

市長部局より、令和6年1月5日付で、意見を求められています。

23ページ、24ページが、「農用地利用集積計画書」となっております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案第176号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権)」でございます。

この議案につきましても、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課 続きまして、農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取に関する議案について、説明させていただきます。

この度の議案は、農地バンクが借り受けた農地の貸付先を変更する「権利移転」に関するものです。従来の基盤法に基づく農用地利用集積計画は、農用地利用集積等促進計画に一本化されたことで、これまでは、農業委員会に農用地利用集積計画の決定を求めていたものが、農用地利用集積等促進計画を定める場合は、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされたことから、ご意見をうかがうものであります。

それでは、計画書の内容について、説明をさせていただきます。

農地バンクが借り受けていた、古川町の114筆、合計〇〇〇〇㎡の農地について、貸付先を〇〇〇〇ほか3名の農家(集落営農組織のオペレーター)から農事組合法人〇〇〇〇に変更するものであります。

参考地図「古川町農地集積図」をご覧ください。黒色破線のオレンジ色で着色された114筆が、今回、貸付先が変更される農地です。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長 ただいまの説明につきまして、何か質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見がないようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議がないようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第176号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）に関する審議は終了いたしました。

（産業創造課退席）

（報告事項）

○議長 次に、報告事項に移ります。
報告事項 1から4までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 25ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

（証明期間 令和5年12月1日～令和5年12月31日）

令和6年1月19日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

（1） 耕作証明 番号1 住所 三木市久留美〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇

使用目的 他市への3条申請

以下記載のとおり、耕作証明につきましては、合計7件で、使用目的は、他市への3条申請1件、軽油免税申請6件でございます。

引き続きまして26ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法施行令第10条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

（受理期間 令和5年12月1日～令和5年12月31日）

令和6年1月19日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人 三木市末広〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 中町〇〇〇〇 〇〇〇〇（持分12分の6）、加東市梶原〇〇〇〇 〇〇〇〇（持分12分の1）、東本町〇〇〇〇 〇〇〇〇（持分12分の1）、丹波市氷上町石生〇〇〇〇 〇〇〇〇（持分12分の1）、西脇市和布町〇〇〇〇

〇〇〇〇（持分12分の1）、三木市大塚〇〇〇〇 〇〇〇〇（持分12分の1）、愛知県名古屋市港区稲永〇〇〇〇 〇〇〇〇（持分12分の1）、物件の表示 所在地 中町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡、中町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡、以上合計2筆 合計面積〇〇〇〇㎡、摘要といたしまして、露天駐車場 所有権移転 令和5年12月26日受理、必要書類についてはすべて揃っておりました。

以上、記載のとおり、農地法施行令第10条第1項の規定による届出は、1件 2筆 〇〇〇〇㎡でございます。

引き続きまして7ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

（受理期間 令和5年12月1日～令和5年12月31日）

令和6年1月19日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 貸人 加東市南山〇〇〇〇 〇〇〇〇、借人 三和町
〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 三和町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田
面積 〇〇〇〇㎡

三和町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田
面積〇〇〇〇㎡

以上合計2筆 合計面積〇〇〇〇㎡

摘要 令和5年12月5日 利用権 賃借権 合意解約

以下、記載のとおり、解約通知につきましては、4件 9筆 〇〇〇〇
㎡でございます。

引き続きまして28ページをご覧ください。

報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

（受理期間 令和5年12月1日～令和5年12月31日）

令和6年1月19日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人（相続人） 菅田町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡
人（被相続人） 菅田町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 菅田町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑
面積 〇〇〇〇㎡

菅田町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田
面積 〇〇〇〇㎡
菅田町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田
面積 〇〇〇〇㎡
以上合計 3 筆 合計面積 〇〇〇〇㎡

摘要といたしまして相続による所有権取得 令和 5 年 1 2 月 1 日受理
農地法 3 条の 3 第 1 項の届出はすべて相続による所有権の取得が 7 件
で、合計 4 9 筆 〇〇〇〇㎡でございます。
報告は、以上です。

○議長 報告 1 から 4 について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うござ
いました。
これをもちまして、第 3 3 回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第 3 3 条の規定に基づき議事録を作成し、署名
捺印する。

令和 6 年 1 月 2 6 日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員 4 番

議事録署名委員 5 番